

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 597

平成23年 1月11日(火曜日)

## 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 経 営

製造業の海外進出、中期で中国  
長期ではインド中心に事業展開

日本の製造業が今後の事業展開先として引き続き中国、インドを中心としたアジア向けに強化・拡大を図っていく経営方針であることが分かった。12月、日本政策金融公庫の国際部門、国際協力銀行の調査によると、今後中期的(3年先程度)には中国が7年連続トップで不動のまま。以下インド、ベトナム、タイ、ブラジル。ロシア、アメリカは08年頃から下降線を辿り、代わってインドネシアがブラジルを猛追している。長期的(10年先程度)には首位が入れ替わってインドが1位に躍り出た。以下、ブラジル、ベトナム、ロシアがベスト5。インドネシア、タイは6、7位で、アメリカは8位のまま。

製造業がこれらの国・地域を選んだ理由は「現地マーケットの今後の成長性に期待する」が1位で、特に新興国市場の「中間所得層」の旺盛な消費意欲にターゲットを絞っている。新興国の多くでは経済成長に伴い所得増加が見込まれ、個人消費の拡大が、さらに経済成長をけん引すると見られている。

また、金融市場においては有望な「投資先」として注目されている。海外の保険各社はすでに東南アジアへ進出、日本は3年先を目標によりやく戦略に着手した。12月には石川県の温泉旅館「加賀屋」が、少子化で国内需要の先細りに先手を打った形で台湾に進出。発展途上国の代名詞、BRICsは形・中身を変容させながらも、今後も先進国の熱い眼差しを一身に浴びることは間違いない。

## 税務会計

11年度税制改正を閣議決定・公表  
中小法人の軽減税率15%に引下げ

政府は平成22年12月16日、2011年度税制改正大綱を閣議決定・公表した。改正の柱は、国税・地方税を合わせた法人実効税率の5%程度引下げや、個人所得課税・資産課税の大幅な見直しだが、中小企業税制では、中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。適用は、法人の2011年4月1日以後に開始する事業年度からだ。

中小法人の軽減税率の引き下げに伴い、中小企業等基盤強化税制を廃止するほか、法人実効税率引き下げの財源確保の一環として、減価償却制度の見直しがある。現行の減価償却資産の定率法の償却率は、定率法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数、つまり1年目で取得価額の25%を償却できるが、これを2.0倍した数、20%に圧縮する。適用は、2011年4月1日以後に取得する減価償却資産からとなる。

財源の絡みでは欠損金の繰越控除制度の見直しがあり、控除限度額をその事業年度の繰越控除前の所得金額の80%に制限し、欠損金の繰越期間を9年(現行7年)に延長するが、中小法人は現行の控除限度額を認める。また、貸倒引当金制度は、銀行や保険会社、中小法人に限定されるので、中小企業に影響はない。ただ、研究開発減税は、研究開発費の税額控除の限度額が法人税額の30%から20%に圧縮し、延長しないことが決まっている。

ほかでは、雇用促進税制や環境関連投資促進税制の創設などがある。

## 今週のキーワード

## BRICs

BRICsとは、B(ブラジル)・R(ロシア)・I(インド)・C(チャイナ=中国)の4カ国を表す(sは複数形を表す)。21世紀の経済成長国はこの4カ国だと米国の証券会社が2001年に造語。4カ国は2つに大別され、中国とインドは労働力を武器に、特に中国は「世界の工場」と呼ばれた。ロシアは原油や天然ガス、ブラジルは鉄鉱石等資源を売りにする。10年経って各国は変容、これにASEAN諸国の発展、今後TPPが包囲して政治・経済とも“太平洋、波高し”。